

くだもの商品券（額面500円）払戻しのお知らせ

平成24年10月31日をもって、大阪果物商業協同組合発行のくだもの商品券の利用を終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき下記により払戻しをいたします。

1. 前払式支払手段の種類

大阪果物商業協同組合発行のくだもの商品券

額面価格 500円

使用できる期間又は期限 なし

※他の組合発行のくだもの商品券は、従来通り使用できます。

2. 申出期間

平成24年11月1日～平成25年1月31日まで

※上記期間内に申出されない場合は、本払戻し手続から除斥されますのでご注意ください。

3. 申出方法

1. 大阪果物商業協同組合事務所もしくは当組合加盟店へ未使用商品券を直接ご持参ください。（組合加盟店 http://www.kudamono.or.jp/affiliated/gift_store.html）

2. 大阪果物商業協同組合事務所へ、未使用商品券と共に振込先金融機関名、口座番号、口座名義人（カタカナ）、連絡先電話番号、住所、申込人名を書いた紙を同封して簡易書留で郵送してください。

4. 払戻しの方法

1. 大阪果物商業協同組合事務所もしくは当組合加盟店へ商品券を直接ご持参頂いた場合は、額面金額を現金にて払戻しいたします。

2. 大阪果物商業協同組合事務所へ郵送していただいた場合は、1ヶ月以内にご指定の口座に、額面金額にご負担いただいた郵送料を加えてお振込いたします。

5. お問い合わせ先

大阪果物商業協同組合

〒530-0043

大阪市北区天満2-3-2 日宝ホワイトビル3階3号

TEL 06-6948-8452 FAX 06-6948-8453

お問い合わせ日時

月曜日～金曜日 午前10時～午後5時

払戻し対象のくだもの商品券

表面



この部分の発行元が「大阪果物商業協同組合」と記載してある商品券。なお大阪果物商業協同組合以外の発行元が記載されている500円券は払戻しの対象外です。平成24年10月31日以降も従来通り利用できます。

裏面

